

運動広場等管理業務仕様書

1 目的

本仕様書は、岸和田市立運動広場及びテニスコート（以下「運動広場等」という。）の「指定管理者」を募集するにあたり、「指定管理者」が行う管理運営業務の内容及び履行方法等を定めることを目的とする。

2 運動広場等の概要

- ◇ 運動広場（5箇所） 資料2参照
 - ① 所在地 資料2参照
 - ② 面積 資料2参照
 - ③ 主要施設 事務所、運動広場等
- ◇ テニスコート（4箇所） 資料2参照
 - ① 所在地 資料2参照
 - ② 面積 資料2参照
 - ③ 主要施設 テニスコート

3 運動広場等の設置目的

市民の健康と体力の増進を図るとともに文化的・生活向上の用に供する目的をもって、本市に運動広場及びテニスコートを設置し、岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。（岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例第1条）

4 業務内容等

(1) 運動広場等の利用に関する業務

- ① 施設の利用調整及び予約状況の管理
 - ア 施設の優先使用（先押さえ）の考え方（基準等）については、運動広場等が岸和田市（以下「市」という。）の「公の施設」であることを踏まえ、岸和田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と十分な協議・調整を図ることとします。
※平成31年度の使用予約（利用調整）は、教育委員会の予定を引き継ぐものとします。
 - イ 運動広場等は一時避難場所に指定されているので、地震、台風等の災害時には市の災害対策本部等の指示に従い、最優先で使用させるものとします。
※避難所が開設された場合、避難者の対応等は原則として市が行いますが、施設管理者としての協力（動員）を求めることがあります。
 - ウ 市又は教育委員会（以下「市側」という。）が主催する事業（市民体育大会等）については、優先使用（利用料金免除）させるものとします。
- ② 施設等の使用許可
※ただし、目的外使用許可は教育委員会が行います。
- ③ 施設の使用制限及び使用許可の取り消し
- ④ 「利用料金」の收受及び減免、還付
 - ア 施設等の「利用料金」は指定管理者の収入とします。（「利用料金制度」を採用する。）
※オーパスによる「利用料金」の取り扱い（收受方法等）については、別途定めます。
 - イ 不払い「利用料金」の徴収及び「利用料金」の減免、還付の手続き及び決定（教育委員会の定めに準ずる。）は指定管理者が行うものとします。

⑤ 使用方法の管理・監督

(2) 運動広場等の利用促進及び市民スポーツの推進に関する業務

- ① 運動広場等の案内・受付等
- ② 企画事業

次のとおり指定する事業について、市民のニーズ等を考慮した企画立案を行い、教育委員会と協議のうえ実施してください。

内容	回数
運動広場（4箇所）	5回×1コマ×1h/年間（4箇所）

③ 自主事業（イベント・教室・講座等）の企画・実施（教育委員会の承諾が必要です。）

※ 自主事業については、企画事業とは別に岸和田市スポーツ推進計画で位置づけられた事業、施設の特性及び自主事業実施基準に応じたものを積極的に実施してください。

(3) 運動広場等（施設・設備・備品等）の維持管理に関する業務

① 業務の内容

ア 体育器具の維持管理

- ・ 体育器具の機能性や安全性に配慮した維持管理

イ 施設の清掃

- ・ 管理事務所及び運動広場内の日常清掃
- ・ 衛生器具（便器、手洗い器、床、壁、鏡等）の清掃

ウ 空調・衛生設備等の保守管理

- ・ 故障時の対処

エ 電気設備の保守管理

◇ 牛ノロ公園運動広場、牛ノロ公園テニスコート

- ・ 専門業者による点検・調整
- ・ 故障時の対処

◇ その他運動広場・テニスコート

- ・ 故障時の対処

オ その他

上記に記載のない管理範囲内の施設や設備等についても、教育委員会の指示等に基づき適切な保守点検・維持管理業務を行うものとします。

② 留意事項

ア 安全面、衛生面、機能面の確保がなされるよう適切に維持管理を行うこと。

イ 日常及び定期的な点検と補修・修繕、清掃などの保守管理を適切に行うこと。

ウ 設備の故障等、緊急時には迅速に対応できる体制を確保すること。

エ その他、来場者等の安全管理には万全を期すこと。

③ 報告

年間の業務（作業）実施報告書を作成し、教育委員会に提出するものとします。

また、次の資料等を常備してください。

- ・ 保守点検、安全衛生点検の記録
- ・ 業務（作業）日誌
- ・ 修繕等の記録
- ・ 各種業務（作業）記録写真
- ・ その他、教育委員会が求める資料等

(4) 植物等の管理に関する業務

① 業務の内容

ア 植物管理（芝生地、樹木、病虫害防除、枯損木撤去）

- ・ 除草清掃 ・ 草刈り ・ 樹木剪定 ・ 病虫害防除

② 留意事項

- ア 植栽地等の管理にあたっては、来場者の安全性を確保しつつ、清掃、病虫害防除、剪定、刈り込み、草刈りなど、植物の生育や育成に必要な作業を適切な時期や方法を選び実施すること。
- イ 除草剤は、原則として使用してはならない。(やむを得ず使用する場合には、事前に教育委員会と協議することとします。)
- ウ 危険防止のため、枯損木や枯枝の早期発見と除去を行うこと。
- エ 刈り取った枝葉等については、所定の場所に集積し、処分又はリサイクルすること。

(5) オーパス・スポーツ施設情報システム (以下「オーパス」という。)に関する業務

① 業務の内容

- ア 運動広場等の当日利用申請等 (現地) の受付
- イ 利用者からの当日利用 (現地) に関する問い合わせ (施設の空き状況の確認等) への対応
- ウ その他、オーパスに関連する業務

(6) その他、教育委員会が必要と認める業務

- ① 運動広場等における市側が実施する事業等への積極的な協力、支援
- ② 緊急時及び事故等に備えた対応

- ア 消防訓練、非常時誘導訓練等の実施及び体制の確立
- イ 救命救急講習等の実施

③ 特に教育委員会が求める業務

本仕様書に記載していない業務等についても、教育委員会から特に求めがあった場合には、できる限り柔軟に対応するものとします。

(7) 特記事項

① その他、教育委員会との協議・調整

指定管理の範囲、業務内容等において、本仕様書及び提案された事業計画書に基づくもの他は、必要に応じて教育委員会と協議・調整するものとします。

5 物品等の扱い

① 物品等の使用

管理業務の実施に必要な教育委員会 (運動広場等) の所有物品・備品等 (以下「物品等」という。) については、指定管理者に無償で使用させるものとします。

② 物品等の管理

指定管理者は、次のとおり、善良な管理者の注意をもって物品等を管理するものとします。

ア 物品等の把握

物品等の数量、使用場所、使用状況等の把握

イ 物品取扱責任者の設置

物品等の管理を適正に行うための物品取扱責任者の設置

ウ 留意事項

- ・ 供用備品の一覧表に基づき、事前に物品等を照合したうえ、状態 (損傷状況等) を確認し、教育委員会に報告すること。
- ・ 過失等により物品等を亡失又は損傷したときは、直ちに教育委員会に報告し、指示を受けること。
(緊急を要する場合は、早急に購入又は修繕等を行うものとします。)

- ・ 物品等が本来の用途に供することができなくなった場合は、教育委員会に報告し、その指示があるまで適正に保管すること。
 - ・ 指定期間終了の際は、教育委員会または後任の指定管理者に物品等を適正に引き継ぐものとします。
- エ 供用備品の一覧表に記載のない物品については、現状を優先します。

③ その他

使用する物品等については、次のことを行うことはできません。ただし、事前に教育委員会の承認を得た場合はその限りではありません。

- ア 他の用途に使用することや加工、改良を加えること。
- イ 第三者に貸与又は譲渡すること。

6 事業報告書の提出

毎年度終了後、次に掲げる事項等が記載された事業報告書を作成し、速やかに（原則 30 日以内）教育委員会に提出するものとします。

- ① 管理運営業務の実施概要
- ② 施設の利用状況
- ③ 決算報告（収支報告、管理経費の内訳、利用料金集計等）
- ④ 企画事業の実施報告
- ⑤ 自主事業の実施報告
- ⑥ 主要行事実績
- ⑦ その他、教育委員会が求める事項

7 その他、留意事項

(1) 書類等の作成及び保存

- ① 管理運営並びに経理状況に関する帳簿類は常に整理し、教育委員会から報告や実地調査を求められた場合には、担当者の指示に従い迅速、誠実に対応するものとします。
- ② ①の帳簿類や維持管理業務（作業状況等）の記録書類・写真等は、指定期間（5年間）保存し、教育委員会から請求のあった際には、速やかに提示するものとします。

(2) 教育委員会からの要請への協力

- ① 教育委員会から管理運営状況等に関する調査または業務の指示等があった場合には、迅速、誠実かつ積極的な対応を行うものとします。
- ② その他、市側が実施または要請する事業（例：主催行事・イベント、防災訓練、緊急安全点検、監査・検査、スポーツ振興に関する会議等）に対して、積極的に参加・支援・協力又は実施するものとします。

(3) 特定団体への管理委託

運動広場等は地域のスポーツ施設として、地域周辺の人々が運動を楽しむ場となっており、地域住民から維持管理について、多くの要望が寄せられています。

現在、岸和田市と運動広場管理業務委託契約を締結している各町会は、運動広場等所在地の地元町会であり、長年に渡り運動広場等を管理しています。このことから、地域の特殊性に鑑み、地域住民自らが管理に参加することで、施設の理解を深めていただき、かつ、地域との信頼関係を構築するため、当該地元町会に業務を委託するものとします。

(4) 教育委員会と指定管理者で協議又は調整を要する事項

- ① 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程・要綱等を作成する場合
- ② 教育委員会の都合により指定期間中に管理運営内容が変更される場合
- ③ 教育委員会スポーツ振興課が運動広場等の一部を占用する場合
- ④ 教育委員会が指定管理状況についてモニタリングを実施する場合
- ⑤ その他、本仕様書等に記載のない事項や業務内容、経費等の解釈等で疑義が生じた場合

(5) その他

① 情報公開

管理業務に係る文書・書類の開示等の情報公開に関しては、「岸和田市情報公開条例」の趣旨を踏まえ、積極的に対応するものとします。

② 個人情報の取扱い

「個人情報の保護に関する法律」及び「岸和田市個人情報保護条例」の規定を遵守し、本業務の実施に関し適正な措置を講じるものとします。

③ 行政手続条例の適用

管理業務を行うにあたっては、「岸和田市行政手続条例」の規定に基づき行うものとします。

④ 人権研修の実施

人権について正しい知識をもって業務遂行できるよう、人権研修を行うものとします。

8 運動広場等の使用時間及び休館日

① 使用時間等

使用時間等は、岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例第3条の2により定めるとおりとします。

なお、指定管理者が必要であると認めるときは、市長の承認を得て使用時間又は休場日等を変更し、若しくは別に定めることができるものとします。

9 運動広場等の利用料金

「利用料金」は、以下の岸和田市立運動広場等の設置及び管理に関する条例別表（第8条）に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が設定するものとします。ただし、事前に教育委員会の承認が必要です。

1 運動広場等名称等

名称	位置	開場時間	休場日	運動広場等 使用料	夜間照明設 備使用料
岸和田市立 牛ノ口公園 運動広場	岸和田市 上野町東 1番1号	5月から8月まで 午 前7時から午後9時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後9時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 国民の祝日に 関する法律(昭和23 年法律第178号)第 2条に規定する敬 老の日(以下「敬老 の日」という。)の 前日及び前々日	1時間 1,000円	全部点灯し た場合 30分ごとに 2,000円 2分の1点 灯した場合 30分ごとに 1,500円 4分の1点 灯した場合

					30分ごとに 1,000円
岸和田市立 久米田公園 運動広場	岸和田市 岡山町26 番地の2	5月から8月まで 午 前7時から午後6時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 国民の祝日に 関する法律第2条 に規定する体育の 日(以下「体育の日」 という。)の前日及 び前々日	1時間700 円	
岸和田市立 葛城運動広 場	岸和田市 畑町四丁 目2番1 号	5月から8月まで 午 前7時から午後6時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 体育の日の前 日及び前々日	1時間 1,000円	
岸和田市立 春木運動広 場	岸和田市 八幡町6 番11号	5月から8月まで 午 前7時から午後6時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 敬老の日の前 日及び前々日	1時間 1,000円	
岸和田市立 八木運動広 場	岸和田市 大町四丁 目10番1 号	5月から8月まで 午 前7時から午後6時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後5時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 体育の日の前 日及び前々日	1時間 1,000円	
岸和田市立 牛ノ口公園 テニスコ ート	岸和田市 沼町26番 23号	5月から8月まで 午 前7時から午後9時ま で 9月から翌年4月まで 午前8時から午後9時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 敬老の日の前 日及び前々日	コート1面 につき 1時間700 円	コート1面 につき 30分ごとに 500円

岸和田市立 野田公園テ ニスコート	岸和田市 野田町二 丁目20番 18号	5月から8 月までの月 曜日から土 曜日まで (祝日等を 除く。)	午前9時か ら午後7時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 敬老の日の前 日及び前々日	コート1面 につき 1時間 700円
		日曜日、祝 日等及び9 月から翌年 4月までの 月曜日から 土曜日まで	午前9時か ら午後5時 まで		
岸和田市立 春木台場テ ニスコート	岸和田市 春木泉町 20番48号	5月から8 月までの月 曜日から土 曜日まで (祝日等を 除く。)	午前9時か ら午後6時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 敬老の日の前 日及び前々日	コート1面 につき 1時間 500円
		日曜日、祝 日等及び9 月から翌年 4月までの 月曜日から 土曜日まで	午前9時か ら午後5時 まで		
岸和田市立 葛城テニス コート	岸和田市 畑町四丁 目475番地	5月から8月まで 午前8時から午後6時まで 9月から翌年4月ま で 午前8時から午後 5時まで	午前9時から午後6時 まで	(1) 12月29日から 翌年1月3日まで の日 (2) 体育の日の前 日及び前々日	コート1面 につき 1時間 700円

備考 運動広場を使用する場合で、アマチュアスポーツ又は保健事業以外のものに使用し、かつ、入場料又は有料会員券等を徴するときは、この表に規定する額の5倍の額を徴収する。